

甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年5月30日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

出席委員（6名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	秋山照雄君
	若尾彰子君		保坂康君
	谷口和男君		山本英俊君

欠席委員（なし）

傍聴議員（3名）

加藤敬徳君	金丸寛君
小澤重則君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	長田裕二君	生活環境部長	相川泰史君
福祉部長	飯沼秀司君	子育て健康部長	戸澤文香君
保険課長	堤貞治君	環境課長	望月新路君
脱炭素社会 推進室長	伊藤敦君	敷島支所長兼 市民地域課長	寺島信君
双葉支所長兼 市民地域課長	羽中田和幸君	福祉課長	箭本太君
障がい者支援 課長	早川英彦君	長寿推進課長	保坂義実君
子育て支援 課長	中島茂樹君	健康増進課長	瀧波秀彰君
国民健康 保険税係長	小林久美君	国民健康保険 給付係長	村越恵君
高齢者医療・ 年金係長	八巻加奈君	環境保全係長	根津秀樹君
生活環境係長	小田切治君	エネルギー 政策係長	奥脇佑貴君
敷島支所 福祉健康係長	高橋努君	敷島支所 環境土木係長	三井賢治君

双葉支所 福祉健康係長	内藤京子君	双葉支所 環境土木係長	高野悦夫君
福祉総務係長	藤田陽子君	保護支援係長	井尻一雄君
自立支援係長	樋川浩一君	生活支援係長	志田さか江君
長寿あんしん 係長	井上千悦子君	介護保険係長	輿石文明君
介護予防推進 係長	八巻千寿子君	介護認定審査会 係長	伊藤潤君
児童係長	柴崎智之君	保育係長	櫻田良文君
子育て支援 係長	大木貴子君	健康企画係長	赤松圭君
母子保健係長	藤原布美君	成人保健係長	大森恵美子君

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会議務局長 山田 洋 書記 池上 恵  
書記 長田 大地

#### 審査内容

- 1 山梨県猫の不妊・去勢手術費用緊急補助金について（環境課）
- 2 第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画等の中間見直しについて（環境課）
- 3 菖蒲沢地区メガソーラーの状況について（環境課）
- 4 木質バイオマス発電事業用地の定期借地権設定契約について（脱炭素社会推進室）
- 5 甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会の設置について（脱炭素社会推進室）
- 6 県定数条例改正による市民生委員・児童委員定数の変更について（福祉課）
- 7 意思疎通支援事業における失語症者向け支援者派遣の実施について（障がい者支援課）
- 8 甲斐市地域密着型サービス事業者の公募について（長寿推進課）
- 9 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について（子育て支援課）
- 10 新型コロナワクチン接種に係る小児加算について（健康増進課）
- 11 新型コロナワクチンの4回目接種について（健康増進課）
- 12 その他

開会 午前 9時26分

○書記（長田大地君） おはようございます。ご参集大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、引き続き、委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めておはようございます。

着座にて失礼いたします。

改選後の初の委員会となります。また、本日は案件が数多くあります。スムーズな委員会運営ができますよう各委員にお願い申し上げ、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（金丸幸司君） 本日の委員会は、新年度になりまして初めての委員会であり、また4月の人事異動により職員も替わっておりますので、初めに職員の自己紹介を行い、その後担当者から説明、報告等を受けたいと思います。

本日は、委員会議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、議会運営委員会での協議を行っておりませんので、今委員会に限り前任期の申合せのとおり、会派1人まで、質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

それでは、これより次第の3、職員紹介に入ります。

部長の後、課長、室長、係長の順で起立し、自己紹介をお願いいたします。

それでは、市民部長から順次お願いいたします。

○市民部長（長田裕二君） 改めましておはようございます。本年4月より市民部長を務めております長田裕二と申します。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

市民部につきましては、市民戸籍課4係28名、税務課2係20名、収納課2係18名、保険

課3係19名、合計で85名でございます。このうち、厚生環境常任委員会が所管となりますのは保険課であります。

それでは、保険課より自己紹介をさせていただきます。

○**保険課長（堤 貞治君）** おはようございます。4月の人事異動により保険課長を拝命いたしました、堤貞治と申します。よろしくお願いいたします。

保険課は3係、会計年度任用職員を含めまして18名の職員でございます。なお、山梨県後期高齢者医療広域連合へ課長職として1名派遣されております。

それでは、各係長より自己紹介をさせていただきます。

○**国民健康保険税係長（小林久美君）** 国民健康保険税係長の小林久美です。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○**国民健康保険給付係長（村越 恵君）** 4月の人事異動により国民健康保険給付係長を拝命いたしました、村越恵です。よろしくお願いいたします。

○**高齢者医療・年金係長（八巻加奈君）** 高齢者医療・年金係長の八巻加奈です。3年目になります。よろしくお願いいたします。

○**委員長（金丸幸司君）** ありがとうございます。

以上で市民部の自己紹介を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時32分

○**委員長（金丸幸司君）** それでは、会議を再開いたします。

引き続き自己紹介を行います。

自己紹介は起立してお願いいたします。

それでは、生活環境部長から順次お願いいたします。

○**生活環境部長（相川泰史君）** 4月の人事異動で生活環境部長を拝命しました、相川泰史と申します。よろしくお願いいたします。

生活環境部は、2課1室、2つの支所の5つの部署からなります。66人の職員が在籍しております。よろしくお願いいたします。

なお、初めに厚生環境常任委員会所管の3つの部署の職員の自己紹介をさせていただきます。その後、職員入替えの後、脱炭素社会推進室の職員を紹介させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○環境課長（望月新路君） 4月の人事異動で環境課長を拝命いたしました、望月新路と申します。

環境課は、2係10名の職員です。よろしくをお願いいたします。

○環境保全係長（根津秀樹君） 4月の人事異動で環境保全係長を拝命いたしました、根津秀樹と申します。よろしく申し上げます。

○生活環境係長（小田切 治君） 生活環境係、係長の小田切治と申します。2年目となります。よろしくをお願いいたします。

○敷島支所長兼市民地域課長（寺島 信君） 敷島支所の自己紹介をさせていただきます。

敷島支所市民地域課長の寺島信でございます。2年目になります。

敷島支所は、4係総勢26名で業務を行っております。よろしくをお願いいたします。

次に、厚生環境常任委員会に関係いたします担当係長より自己紹介をさせていただきます。

○敷島支所福祉健康係長（高橋 努君） 福祉健康係の高橋努と申します。よろしくをお願いいたします。

○敷島支所環境土木係長（三井賢治君） 4月の人事異動で環境土木係長を拝命いたしました、三井賢治と申します。よろしくをお願いいたします。

○双葉支所長兼市民地域課長（羽中田和幸君） 4月の人事異動で双葉支所市民地域課長を拝命いたしました、羽中田和幸と申します。

双葉支所市民地域課は、4係18名の職員です。うち、厚生環境常任委員会を所管いたします福祉健康係は4名、環境土木係も4名です。よろしくをお願いいたします。

○双葉支所福祉健康係長（内藤京子君） 4月の人事異動で福祉健康係長を拝命いたしました内藤京子です。よろしくをお願いいたします。

○環境土木係長（高野悦夫君） 環境土木係、係長の高野悦夫と申します。2年目になります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 以上で、生活環境部長、環境課、敷島支所市民地域課、双葉支所市民地域課の自己紹介を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員が退室いたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時35分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

続いて、次第の4、内容に入ります。

（1）山梨県猫の不妊・去勢手術費用緊急補助金について、担当より説明を求めます。

望月環境課長。

○環境課長（望月新路君） よろしく申し上げます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。

山梨県猫の不妊・去勢手術費用緊急補助金について、ご説明いたします。

1、経緯についてですが、山梨県の動物愛護管理センターへ収容または保護された犬や猫について、飼い主への返還や里親への譲渡等を行っておりますが、それらに至らなかった場合、やむを得ず殺処分となっている状況です。県では、猫の殺処分を限りなくなくすため、令和4年度限りの単年事業として、猫の不妊・去勢手術費を助成している市町村に対し補助金を交付することといたしました。補助金の補助率は10割となっております。市においても、この補助金を活用するため、令和4年度に限り、現在ある要綱を一部改正し、飼い猫に加え、飼い主のいない猫についても対象として助成するものです。

2、市補助金交付要綱の主な改正内容についてです。

現在の市の犬及び猫の不妊及び去勢手術費補助金交付要綱では、対象が飼い猫のみで、助成する金額は不妊手術費に対し上限額が5,000円、去勢手術費に対する上限額が3,000円で、事前申請による交付となっております。要綱の一部改正後は、対象を飼い猫と飼い主のいない猫とします。手術費に対する上限額を不妊手術費が1万円増額の1万5,000円、去勢手術費が7,000円増額の1万円と改めます。この上限額は、県が市に対する補助額の上限額と同額となっております。交付申請につきましては、原則、事前申請は変わりありませんが、県の補助金では、令和4年4月1日以降に手術を行った猫に対しても遡って対象にできることから、本市においても4月1日以降申請交付したのものに対しても追加助成を考えております。過去の市の補助金交付実績を表にまとめております。

3、今後のスケジュールですが、6月の定例会で補正予算を計上し、7月にウェブサイト

や広報7月号などにより周知してまいります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 今、不妊手術、去勢手術、非常にいいことだと思うんですけども、不妊手術を受けられる施設とかそういうのは指定があるんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 動物病院で手術等をしておりまして、特に指定等はしておりません。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、甲斐市内の動物病院であればオーケーということで理解してよろしいですか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 県内であれば、どこの動物病院でも大丈夫です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） こうやって助成金が出るわけですから、数多くやっていただきたいんですけども、どのような形で、この飼い主のいない猫の場合は進めていくのか。

○委員長（金丸幸司君） 小田切係長。

○生活環境係長（小田切 治君） 申請方法につきましては、今飼い主さんと同様に申請のほうはさせていただきます。それが飼い猫でないという部分を証明といいますが、確認するためには、一応その手術前の猫の写真と、手術後にこの飼い主がいない猫につきましては、耳をカットするのが通常になっております。この耳をカットした写真を添付していただく中で、補助金のほうの交付を考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） その辺は分かりました。ただ、1年間で何頭になるか分からないですけども、一応目標というものがあるんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 現在、増えることは予想しておりますが、目標的には定めてはいません。で、また今後の補正予算等で、一応予定している件数等をご審議いただく予定ではありますけれども、現在何件を目標にということは考えておりません。

○委員長（金丸幸司君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） ボランティア団体とか譲渡会なんていうのかな、その辺があると思いますけれども、その方たちと連携してやっていただければ、数多くできるんじゃないかと思えますから、その辺の横の連絡を密にしてもらって頑張っていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 山本委員、要望ということでよろしいですか。

○委員（山本英俊君） はい。

○委員長（金丸幸司君） 分かりました。

ほかに質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） すみません。これは単年度だけの計算ですか。4年度だけという形で書いてあるんですけども、それ以降とかにはどういう形になるか、まだ予定はないでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 現在猫の不妊手術につきましては5,000円、去勢手術が3,000円という要綱がございます。4年度に限りまして手術の助成金のほうを1万5,000円と1万円に増やす、増額とする予定でございまして、令和5年度以降は同じ5,000円と3,000円に戻す予定でおります。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 広報やウェブサイト等による周知ということですけども、市の公式LINEなんかの活用の予定はあるでしょうか。お願いします。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 今後検討していきたいと思います。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

○委員（若尾彰子君） よろしくお願ひします。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） 飼い主のいない猫についての取扱いですけれども、飼い主のいない猫をそれで手術して、また野放しにするということですか。その辺の飼い主のいない猫の取扱いはその後どういうふうにするのか。その辺のところまでちょっと検討する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺ちょっとお願ひします。

○委員長（金丸幸司君） 小田切係長。

○生活環境係長（小田切 治君） 流れといたしましては、飼い主のいない猫につきましては、ボランティア団体さん等が捕獲をして、手術をする、その後また元の場所にリリースをして、その一代限りの命で終わらせて、こういう不幸な猫を減らすという部分が目的としてありますので、一応その猫につきましては元に戻すというようなことで考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） ちょっと確認ですけれども、例えば不妊手術であれば上限1万5,000円となっているんですけれども、これは例えばそれ以下の額になる場合もあるということでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） そのとおりでございます。

例えば、不妊手術が1万円で済んだ場合は、手術にかかった費用1万円が助成となります。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） じゃ、ちょっと関連することなんですけれども、動物基金というものがあまして、例えばこういういわゆる野良猫なんかを、いわゆる行政枠というものの扱いというのは今どんな形になっているんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 小田切係長。

○生活環境係長（小田切 治君） こちらの動物基金の行政枠の活用につきましては、4月からウェブサイトで周知を図っておるところであります。ボランティアさん等の申入れがあれば、その行政枠のほう対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、山梨県猫の不妊・去勢手術費用緊急補助金についてを終了いたします。

続いて、（2）第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画等の中間見直しについて、担当より説明を求めます。

望月環境課長。

○環境課長（望月新路君） それでは、資料の2ページをお願いいたします。

第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画等の見直しについてご説明いたします。

1、概要・理由についてですが、第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画は、本市のごみ処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年3月に計画期間10年間の計画として策定されました。計画策定後4年が経過し、令和3年度に策定した上位計画である第2次環境基本計画との整合性を図るなど、今年度中間見直しを行うものです。また、災害時における廃棄物等の処理体制等を示した甲斐市災害廃棄物処理基本計画についても、本年度改定が予定されております甲斐市地域防災計画と併せて見直しを行いたいと考えております。

2、主な見直し項目・内容についてですが、（1）第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画につきましては、①上位計画である第2次環境基本計画との整合性を図る。②持続可能な開発目標の検討を行う。③現行計画の検証を行います。④アンケート調査を実施します。

（2）甲斐市災害廃棄物処理基本計画につきましては、①災害廃棄物仮置場の検証。それから②としまして、廃棄物等の発生量の見直しを行っていく予定です。

3番の今後のスケジュールについてですが、7月から8月にかけてアンケート調査を実施し、集計を行い、8月から12月にかけて各調査を取りまとめて計画案を作成いたします。12月に厚生環境常任委員会についてご説明し、パブリックコメントを行い、市民等のご意見を反映させ、令和5年2月に厚生環境常任委員会に諮り、計画の決定、公表といったスケジュールを考えております。

以上、説明となります。よろしく申し上げます。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） 2番の主な見直しの項目・内容の中の（2）の甲斐市災害廃棄物処理基本計画の中の①の場所、そして②の発生量の見直しについての、今現在の場所と今現在の量についてちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども、お願いします。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 仮置場につきましては、現在3か所計画のほうに載っております。西八幡の管理地、約7,000平米。敷島総合公園の駐車場で約4,300平米。双葉水辺公園の駐車場としまして約4,000平米。合計で1万5,300平米を仮置場として計画のほうに載っております。

発生量についてですが、県の公表の東海地震被害想定調査報告書で示されています被害の想定ですと、本市は被害棟数が805棟、それに対して約2万1,500トンと推計しております。一度にこのような発生量が処理できるかというの、この検証するとともに、必要であれば2次、3次の用地の選定や契約的な搬入等を検討していく予定でおります。

○委員長（金丸幸司君） 秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） 多分私が前に一般質問でもこの件についてさせてもらったんですけども、今の現状の面積、また量は多分足りないと思いますので、その辺のところをよく審議した中で、第2次の場所とか、また量についても検討していただきたいと思っておりますので、ぜひ要望としてですけども、お願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画等の中間見直しについてを終了いたします。

続いて、（3）菖蒲沢地区メガソーラーの状況について、担当より説明を求めます。

望月課長。

○環境課長（望月新路君） それでは、資料の3ページをお願いします。

菖蒲沢地区メガソーラーの状況についてでございます。

菖蒲沢地区メガソーラーの状況につきましては、令和4年2月の厚生環境常任委員会で説明した内容と大きく変わったところはございませんが、一部の事業地において県から改善等を求められておりますので、その進捗状況等を報告するものです。

別紙資料といたしまして事業地の配置図を用意しましたので、そちらも参考にさせていただきたいと思っております。

1、菖蒲沢地区におけるメガソーラー事業についてですが、事業地については第1工区から第4工区の5か所の事業地について、県の林地開発の許可を得て太陽光発電事業を進めております。事業面積、認定出力につきましては表のとおりで、合計面積は77.1ヘクタール、山梨県の事業地である山梨メガソーラー甲斐の事業地の13ヘクタールを合わせると、約90ヘクタールもの広さになります。商業運転につきましては全ての事業地で開始となっております。

2、菖蒲沢地区メガソーラーの各工区の令和4年4月末現在の状況についてです。各工区とも林地開発を許可しております県中北林務環境事務所からの情報となります。

第1工区、造成森林において一部枯れた植栽木について再植栽を指導し、令和4年4月上旬に植栽を完了しております。

第2工区、調整池、排水路等の復旧計画書の内容修正と工程表の再提出を指導中でありませ

第3の1工区、調整池、排水路等の復旧計画書が承認され、現在工事中であります。防災工事関係は出来高が61%、施設全体工事関係は出来高が18%となっております。防災工事関係につきましては、新聞等で御存じかと思いますが、5月20日までの工期に間に合いませんでしたが、現在も現場では復旧工事完成に向け工事が進められております。

第3の2工区、山腹切取りのり面の緑化工法について指導中であります。

第4工区、令和4年3月22日工事完了報告により、3月29日に県が現地確認を行っております。

以上、説明となります。よろしく申し上げます。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 第3工区1についてちょっと伺いたいんですけども、防災工事関係出来高61%というのを、これは調整池か、その部分だけの状況なんですか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 防災工事関係は、主に調整池と、あと排水路工事が、主になっております。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 3月にちょっとお伺いしたんですけども、第3工区の1の頂上から東側に行くのり面、かなり大規模に伐採されているんですけども、そちらのほうの植林が、第2工区と一緒にちょっと枯れているんじゃないかということで調査をお願いしていたんですけども、これはちゃんと根づいているんですか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） その箇所につきましては、ちょっと私のほうで確認ができておりませんので、また確認でき次第、議員さんのほうに報告させていただきたいと思います。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、施設全体工事関係の出来高18%というのは、そういうのも含めてということなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 基本的にはそういう形になります。で、急勾配ののり面工事とか、あと工事内の場内の水路の据付けのつけ直しとか、フェンス工事などが入っておりますので、その中にもそういう植林、植栽の関係も含まれております。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） それで、第3工区の1に行くと甲斐市の市道がありますよね。それで

今壊れたまんまになっているかと思うんですけども、当初の予定、工事完了してからとかいうことだったんですが、めどとして、いつ市道の復旧というのは終わるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 一部地元自治会のほうから要望があった点につきましては、仮復旧、仮舗装のほうをさせていただいております。一応8月末まで工事がかかる予定ですので、本復旧といいますか、壊れた修繕等につきましては、それ以降となる予定であります。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 復旧工事にかかる費用は業者持ちということで伺っているんですけども、ということは、業者がその復旧工事を始めない限り終わらないということにならないですか。8月末とは言っているんですけども。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 基本的にはそのような形になると思いますので、市としましてはできるだけ早く復旧していただくように要望していきたいと考えております。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） この菖蒲沢のメガソーラーの件については、県が許可出しているものであって、甲斐市自体は何も要望とかそういう項目しか出せないんだけど、市自体ももっと強い姿勢で、県へ市が許可を出すんじゃなくて県が許可を出しているんだから、県がもっと強く、地域住民に迷惑がかからないように、市でもこういう委員会を設けた中でこういういろいろな会議の中でもいろいろな話が出ていると。実際、だけれども、市が直接業者に対しても何にも言えないというのが現状だと思うんですよ。だからもっと県に対して市のほうも強く、要望じゃなくて命令系統、市に対してもそのくらいの権限を与えてくれるような、そういうこともある程度これだけになって、期間もこれだけ過ぎていて、市もただ県に対して要望、要望というばかりじゃなくて、そういうことも県に対して市ももっと強くやっていただきたいと思うと同時に、そもそもこの商業運転をやっているということが、こういう調整池とか排水路とかの工事をやりながら、なおかつ運転をやっているなんていうことは、本当であってはならないことだと思うんですよ。こういう工事が全て終わった中で商業運転をしなければならないものを、商業運転していて、今さらまたこんな工事のやり直しだ何だと、これは本当に県の手抜きだと思うんですよ。手抜きだと思うから、県にもっと市のほうも強く要望して、もっと強い態度で臨んでもらいたいと思いますけれども、その辺のとこ

ろいかがでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 議員さんのおっしゃるとおりかと、個人的には思います。市としても、業者さんと今後、今後といたしますか、もう既に協定書のほうを結んでおりますので、そういう災害時の対応とかそういうものは、市から業者さんのほうに強く言えるような形にはなっております。特に、林地開発の完成前に商業の運転が先に始められているというのは、一般的にはちょっと納得いかないところがありますので、今後、県の条例、メガソーラーに関する条例等もできておりますので、その中で見直しとか、もし可能であれば、市から強くそういう権限がいただけるようでしたらいいかなと思いますので、努力していきたいと思えます。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

金丸寛議員。

○議員（金丸 寛君） 今、秋山委員の件と絡んでくるんですけども、要は、県の認可事業だといっても、施設そのものは甲斐市にあるんですよ。そしてそこで被害を被る、あるいはその危険性を感じている人たちは甲斐の市民なんですよ。そののところがもうちょっと強く意識していただかないと、なかなかこの問題、安心・安全な地域環境というものが確立できていかない。以前に一般質問の中で、県あるいは市、それから地元、それから市議会、そういった4者くらいの会合といたしますか、そういった組織をつくりながら、その危険性除去あるいは進捗状況の管理等をお願いしておきましたけれども、その辺、全く進んでいない状況なのかどうかを伺っておきたいと思えます。

○委員長（金丸幸司君） 望月課長。

○環境課長（望月新路君） 4者の会合等につきましては、ちょっと進んでいない状況ではございますが、毎週週一度建設課、それから農林振興課、それから環境課の職員が現場のほうを確認をさせていただいて、工事のほうを着実に施工されているかどうかというのは、巡回のほうをさせていただいている状況でございます。

○委員長（金丸幸司君） 金丸議員。

○議員（金丸 寛君） 当局のほうで巡回監視ということはされているということなのですが、一番危険といいますか心配されていますのは、地元の皆さんだと思うんですよ。その皆さんとの情報交換というような場をしっかりと持っていただかないと、なかなかこういった企業が、県だ、市だと管轄のことを言っても、できてしまったものですから、いかにその危険を除去していくかということに重点を移していただかないと、なかなか安心してそこに生活をしていただけないという状況。これはやはり担当、その地域の行政、甲斐市なら甲斐市がしっかりやっていただかないと、なかなか確保できていかないという、その辺の覚悟をしっかり持っていただきたい。要望しておきます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、菖蒲沢地区メガソーラーの状況についてを終了いたします。

続いて、環境課関係のその他を行います。

委員より環境課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で環境課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き自己紹介を行います。自己紹介は起立してお願いいたします。

それでは、脱炭素社会推進室、お願いいたします。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） 4月の人事異動で脱炭素社会推進室長を拝命いたしました、伊藤敦です。

脱炭素社会推進室は、1係4名の職員です。よろしくお願いいたします。

○エネルギー政策係長（奥脇佑貴君） 4月の人事異動によりエネルギー政策係長を拝命いた

しました奥脇佑貴と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸幸司君） ありがとうございます。

以上で、脱炭素社会推進室の自己紹介を終了いたします。

続いて、（４）木質バイオマス発電事業用地の定期借地権設定契約について、担当より説明を求めます。

伊藤脱炭素社会推進室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） それでは、資料４ページをお願いいたします。

木質バイオマス発電事業用地の定期借地権設定契約についてご説明いたします。

まず、１、経緯でございます。

甲斐市岩森地内の木質バイオマス発電事業用地については、本市と発電事業者で合意した基本合意書におきまして本市が取得し、発電事業者の有償で貸し付けることとなっており、また本市と発電事業者で締結した協定書におきましては、本市が取得した土地のうち、本市の熱供給事業に要する土地及び電力会社の鉄塔用敷地を除いた土地を発電事業者の有償で貸し付けるものとしております。本件用地につきましては、事業用地として発電事業者に長期に貸し付けるものでありますことから、公用または公共用に供するものではないため、普通財産として所有・管理するものであります。普通財産の管理・処分は、一般私法が適用されるため、借地借家法第23条第2項による事業用定期借地権設定契約に基づき貸付けを行うものであります。

次に、２、契約概要でございます。

借地権者は、発電事業者でありますD S グリーン発電甲斐合同会社になります。

借地期間、令和４年６月１日から令和26年11月30日までの22年６か月間になります。この22年６か月の借地期間は、発電期間の20年と建設撤去期間の２年６か月を合算した期間となります。

貸付料につきましては、年額613万1,000円となり、算出方法につきましては、資料に掲載してあるとおり、土地の取得経費と造成経費の合計額を市が取得した面積で割り、そこで算出された数値に発電事業者に貸し付ける面積及び２％を掛けて算出したものとなります。市が取得した面積は２万2,100平米、事業者に貸し付ける面積は２万1288.91平米になります。

貸付面積の２万1288.91平米は、本市が取得した面積の２万2,100平米から本市の熱供給事業に要する土地555.79平米と、電力会社の鉄塔用敷地255.3平米を除いた面積になります。

なお、土地取得経費、造成経費につきましては3億1,826万900円になり、貸付料の算出で使用する2%は、貸付料の利回りについて不動産鑑定士に相談したところ、一般的な土地賃借料の期待利回りはおおむね2%であるため、貸付利率については2%相当を基本として考えることが妥当であるとした見解の下、設定したものであります。

3の特記事項になりますが、今回の事業用定期借地権設定契約につきましては、借地借家法の規定により、公正証書によってしなければならないこととなりますので、公証役場にて契約を行うこととなります。

以上、木質バイオマス発電事業用地の定期借地権設定契約についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対し委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） この借地権の設定の契約書というのは、大体普通の契約金とか補償金というのがつきものですが、大体それは、今回これはあるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） 今回の契約につきましては、補償金の設定を行うものであります。この補償金につきましては、年額613万1,000円の3か年の相当額、1,839万3,000円を補償金としてこちらのほうでお預かりすることになっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） ちょっと記憶だけで申し訳ないんですけども、この年間貸付料の土地取得経費、これが7,500万ぐらいだったような記憶があって、あと造成経費が1億4,000万ぐらいだったような気がするんですよ。それで、これでいくと2億少しかかっているんですけども、613万で22年間やっても1億5,000万ぐらいだと思いませんか。その差額が出てくるのはどういうところなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） 今回の土地取得造成経費につきましては、用地測量から、今工事のほうを終了いたしました造成工事費までの合計額3億1,826万900円を基に算

定させていただいたものとなります。当初がどの時点かというのはちょっと不明なところがありますが、実際の決算ベースでの金額として、今回算定のほうをさせていただいたところ  
であります。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません。じゃ、3億8,000万と取得経費で4億5,000万ぐらいか  
かるけれども、22年間、この年間貸付料をもらっても1億5,000万ぐらいだと思っ  
てですね。3億ぐらいは、じゃ市の負担ということになるわけなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） 建物ができますことによって、固定資産税のほうも市  
のほうに納められることとなりますので、ちょっとその金額自体は今、すみません、把握し  
ておりませんが、その分は市の収入に組み込まれるものとなっております。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 固定資産税自体はそのDSグリーンが造ったものに対するやつですよ  
ね。それで、下の造成工事とか測量だとかそういうのは市の経費だから、それにはもちろん  
固定資産税はかかっていないということですよ。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） 土地につきましては、本市の所有のものになりますの  
で、固定資産税のほうはかかっていないものになります。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 質問というわけではないんですけども、この計画2回中断して、今  
度なって、ちょっと無理して契約したんじゃないかなという気が、少し感じているんですよ  
ね。それで市の負担というのがなんか結構大きいように思うんですけども、できるだけ市  
の負担を少なくして、環境に対する配慮もしながら進めていっていただきたいなというふう  
に感じています。

○委員長（金丸幸司君） 要望ということで。

そのほか、質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

金丸議員。

○議員（金丸 寛君） この木質バイオ、これ特別委員会でもかなり検討した事業なんですけれども、非常にいまだに原材料の木材の供給、それから環境面へ放出される人体、あるいは地域で農業をやっている方たちの農作物に対する影響、そういったものがなかなか見えていない状況だと思うんです。地元自治会あるいは住民の方に、昨年と今年の5月、2回双葉地区の方にお集まりいただいて説明会はされたということなんです、非常に地域限定の説明会であったということは否定できないことだと思うんですが、一般的にもう少し市民の方に木質バイオの意義と、懸念材料とされるようなことの解決とといいますか、見通し、そういったものの説明の場というのをもっと設けてもいいんじゃないかなと私は思うんですが、その辺、皆さんのほうの見解をお聞きしておきたいと思います。

○委員長（金丸幸司君） 小澤議員。

○議員（小澤重則君） これについては定期借地権の契約という項目でございますので、それはまた一般質問等で詳しくやっていただきたいと思います。

○委員長（金丸幸司君） 一応そのことは要望ということで、金丸議員、よろしいですか。

○議員（金丸 寛君） 一般質問でまた再度確認させていただいて、やるからには、やはりより安心・安全で成功していただける事業ということは全く同感でございますので、その辺を一つ一つ疑問をはがしながらいったほうが良いという要望でございます。ありがとうございます。

○委員長（金丸幸司君） 分かりました。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

続いて、（5）甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会の設置について、担当より説明を求めます。

伊藤脱炭素社会推進室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） 続きまして、資料5ページをお願いいたします。

甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会の設置について、ご説明をさせていただきます。

まず、1の設置経緯でございます。

本市は、2050年までにCO<sub>2</sub>二酸化炭素排出ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を令和

2年7月28日に宣言したところでありますが、ゼロカーボンシティを実現するためには、再生可能エネルギーを最大限導入する必要があるとございます。再生可能エネルギーの導入戦略を検討するに当たっては、地域の脱炭素に必要な政策等の検討及び地域の合意形成と情報の共有を図るため、識見を有する者、市民代表者、関係団体代表者、関係行政機関関係者等から意見・助言を聴取する必要があるとございます。このための検討組織として、甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会を設置するものであります。

次に、2の組織になりますが、委員会につきましては、委員15人以内で組織し、委員の委嘱を本委員会設置条例の制定後に行うこととしています。委員につきましては、識見を有する者、市民の代表者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員のほか、その他市長が必要と認める者で構成することとしています。

3の開催時期になりますが、令和4年度の開催につきましては、夏、秋、冬の3回程度を予定しているところであります。

4の協議内容になります。

検討委員会では、再生可能エネルギー導入基本戦略策定支援業務受託事業者が行う地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン、脱炭素シナリオ、地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標及びそれらを実現させるために必要な政策及び指標の検討、並びに重要な施策に関する構想についての調査内容に対して専門家からの助言や地域のステークホルダー、利害関係者との合意形成を図るための協議を行うことになります。

以上、甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会の設置についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対し質疑を行います。

質疑はございますか。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） 2番の組織についてですけれども、この組織の具体的なこういう例とか、そういう案がありましたらちょっとお聞きしておきたいんですけれども。お願いします。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） 委員の構成員に関しまして、識見を有する者につきましては、本市の環境審議会の会長や大学教授、また市民の代表者につきましては甲斐市自治

会連合会の会長や女性団体連絡会の会長、関係団体の代表者につきまして、例えばエネルギー団体でありますと東京電力、林業団体として森林組合、経済団体として商工会や金融機関のほうにお願いする予定であります。関係行政機関の職員につきましては、県の環境エネルギー政策課長にお声がけをさせていただいて、委員の構成を考えているところであります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 市民の代表者ということで、すみません、先ほどの質問のあれですけども、自治会関係と婦人団体ということですね。女性団体ですね。一般公募とかそういうのは考えていないということですか。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） 現在では、甲斐市自治会連合会の会長、女性団体連絡会の会長を市民代表者として選出させていただくことで、一般公募のほうは今のところは考えていない状況であります。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 何かちょっと狭くやり過ぎじゃないかという気がするんですけども、例えば事業をするにしてもどこかの場所でするわけですよね。それが自治会団体連合だと、全体的な場所になりますよね。何かいろいろこれだけだとちょっと不十分な気がするんですけども、まだ追加するとかそういう考えはないんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤室長。

○脱炭素社会推進室長（伊藤 敦君） 甲斐市自治会連合会のほうに関しましては、136の自治会から構成される組織がございまして、そちらの各支部から選出された方が自治会連合会の会長になっているということになります。でありますので、各地区のご意見に関しましては、自治会連合会のほうでおおむね分かっているのではないかなということも想定されますので、今回は、自治会連合会の会長を市民の代表者として選出する予定で考えているところであります。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市再生可能エネルギー導入戦略検討委員会の設置についてを終了いたします。

続いて、脱炭素社会推進室関係のその他を行います。

委員より脱炭素社会推進室関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で脱炭素社会推進室の関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き自己紹介を行います。自己紹介は起立してお願いいたします。

それでは、福祉部長から順次お願いいたします。

○福祉部長（飯沼秀司君） 福祉部長の飯沼秀司と申します。2年目になります。

福祉部は3課67名の職員です。よろしくお願いいたします。

順次、課長以下の自己紹介をさせていただきます。

○福祉課長（箭本 太君） 福祉課長の箭本太です。2年目になります。

福祉課は2係19名の職員です。よろしくお願いいたします。

○福祉総務係長（藤田陽子君） 4月の人事異動で福祉総務係長を拝命しました、藤田陽子と申します。よろしくお願いいたします。

○保護支援係長（井尻一雄君） 4月の人事異動で保護支援係長を拝命いたしました井尻一雄と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） ありがとうございました。

以上で、福祉部長、福祉課の自己紹介を終了いたします。

続いて、（6）県定数条例改正による市民生委員・児童委員定数の変更について、担当よ

り説明を求めます。

箭本福祉課長。

○福祉課長（箭本 太君） それでは、福祉課より県定数条例改正による市民生委員・児童委員定数の変更についてご説明をさせていただきます。

常任委員会資料の6ページをお願いいたします。

まず初めに、民生委員とはでございますけれども、民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、都道府県知事が市区町村の意見を聴いて定数を条例で定めることとされており、併せて児童福祉法に基づく児童委員も兼務することとされております。また、児童委員のうちから主任児童委員を厚生労働大臣が指名することとされておきまして、民生委員・児童委員及び主任児童委員共に任期は3年で、再任も可とされております。このような中、現委員の任期は令和元年12月1日から令和4年11月30日までとされており、今年度全国的に委員の一斉改選が実施されることになっております。

次に、委員の定数でございますが、現任期中の各地区の定数は、民生・児童委員及び主任児童委員を加え、竜王地区が78人、敷島地区が50人、双葉地区が34人となっております。次期任期からの委員定数につきましては、本年12月の一斉改選に向け、県に対しまして配置基準の上限を超える9地区に対し9人の増員要望を行った結果、県は本年2月の定例議会におきまして条例改正を行い、本市の定数を4人増とし、市民児協において調整を行い、次のように定数を定めさせていただきました。まず、竜王地区において3人の民生委員・児童委員を増員し、計81人に。また、双葉地区におきまして1人の民生・児童委員を増員をいたしまして計35人といたしました。なお、増員となる担当地区でございますけれども、竜王地区の古村区、富竹新田3区、玉川東区及び双葉地区の横町区となります。民生委員・児童委員の定数基準でございますけれども、民生委員法では、人口10万人未満の市では120から280世帯に1人とされておきまして、本市では現在1人当たり約220世帯となっております。

次に、資料7ページをお願いいたします。

次に、一斉改選までのスケジュールでございますが、既に本年3月までに県議会にて山梨県民生委員定数条例の改正手続が行われ、次期委員の定数決定に係る通知が既に本市に送付をされております。また、先月下旬に自治会連合会各支部会議におきまして、委員候補者の推薦依頼とご説明をさせていただき、7月中旬を委員候補者の推薦締切りとさせていただいておるところでございます。その後、8月に市民生委員推薦会での候補者審査を行い、県で

の候補者審査手続の後、厚生労働省へ候補者を推薦し、12月に新たな委員への委嘱状伝達式を行い、厚生労働大臣からの委嘱状を交付をさせていただく予定でございます。

以上が、市民生委員・児童委員定数の変更についてのご説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 増員になることはもちろんいいんですけども、9名増員を申請して4名になったということですね。それで基準というのは満たされているのでしょうか、現状。

○委員長（金丸幸司君） 箭本課長。

○福祉課長（箭本 太君） 現在本市におきましては、先ほどの120から280世帯を受け持つという基準を超えているところが、約30ほどございます。そのうち、増員を希望するところを意向調査をさせていただきましたところ、先ほどご説明申し上げましたように、九つの担当地区から手を挙げていただいたということで、9名を増員させていただきたいという願いをしたんですが、山梨県の中でも定数のやりくりをしなければならないということで、一度に9人はちょっと厳しいということで、今回4人増というような形になっております。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 引き続き増員の努力、ぜひお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 要望で。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

次に、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、県定数条例改正による市民生委員・児童委員定数の変更についてを終了いたします。

す。

続いて、福祉課関係のその他を行います。

委員より福祉課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で福祉課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き自己紹介を行います。自己紹介は起立してお願いいたします。

それでは、障がい者支援課お願いいたします。

○障がい者支援課長（早川英彦君） 障がい者支援課長の早川英彦です。2年目になります。

障がい者支援課は2係15名の職員です。よろしくお願いいたします。

○自立支援係長（樋川浩一君） 自立支援係長の樋川浩一と申します。3年目になります。よろしくお願いいたします。

○生活支援係長（志田さか江君） 4月の人事異動で生活支援係長を拝命いたしました、志田さか江です。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） ありがとうございました。

以上で、障がい者支援課の自己紹介を終了いたします。

続いて、（7）意思疎通支援事業における失語症者向け支援者派遣の実施について、担当より説明を求めます。

早川障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） お疲れさまです。

それでは、資料の8ページをお願いいたします。

障がい者支援課より、意思疎通支援事業における失語症者向け支援者派遣の実施についてご説明いたします。

まず、事業実施の経緯であります、本市では国が定める地域生活支援事業実施要綱に基

づく市町村必須事業といたしまして、聴覚障がい者等における意思疎通の円滑化を図るため、現在、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施しております。一方、失語症者に対する支援につきましては、これまで通訳者の人材育成がなされていなかったことから、事業への取組を見送ってまいりましたが、令和2年度より山梨県において失語症者向け意思疎通支援者、いわゆる通訳者を養成する取組が始められ、令和3年度末までに23人の支援者が登録されたことから、本市におきましても本年度4月より、これまでの意思疎通支援事業に新たに失語症者に対する通訳派遣事業を加えるものであります。

なお、その失語症につきまして簡単にご説明いたします。失語症とは、主に脳梗塞や脳卒中などによる後遺症等によって生じる言葉の障がいであり、それまで自由に使っておりました聞く、話す、読む、書くなどに必要な言語中枢に障がいがあり、言語機能の低下から字や言葉を思い出すことが難しくなり、自らの意思を相手に伝えることが困難な状態となるものであります。例えば、時計を見て時間を見るものであるということは分かっているのに、その時計という言葉が名前が出てこなかったり、リンゴをイメージしていてもリンゴという言葉が出ずにミカンと、別の名前を言ってしまったりするものであります。なお、思った言葉が出てこないことから、記憶機能が低下する認知症等と間違えられることがありますが、失語症は記憶が大きく低下するわけではなく、物事を考えたり判断する能力は保たれている場合が多く、認知症とは異なるものであります。

事業内容につきましては、通訳者であります支援者の養成及び登録を行っております一般社団法人山梨県言語聴覚士会と委託契約を締結し、通訳利用希望者の申請受付から通訳者の派遣までのコーディネートを行っていただき、市からコーディネート料としまして山梨県言語聴覚士会へ1件につき600円を支払い、通訳者に対しましては、1時間当たり1,500円をそれぞれ支払うものであります。また、近隣自治体における対応状況につきましては、甲府、南アルプス、韮崎、北杜の4市につきましては、本市同様、今年度より新たに実施する予定であるとのことであります。

説明につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 課長から説明のあった失語症というのは急に出てきたわけではなくて、

今までもいたわけだと思いますけれども、人数的にはどのぐらいの方がおるんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 早川課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） お答えいたします。

人数につきましては、本市における対象者につきましては把握のほうはしておりませんが、県のほうでこの山梨県言語聴覚士会を通しまして調査をしたところ、市内に2名程度、その対象となる者がいるということで報告のほうはいただいております。実際には、それ以上の方がいらっしゃるものだと思います。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに。

山本委員。

○委員（山本英俊君） それを調べたのは、県のほうで調査したということでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 早川課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） 失語症者、どの程度の方かというのは、なかなかその調査等を行っておりませんので、県のほうで、大体失語症に関係する方につきましては、この言語聴覚士、そちらのほうを通してリハビリ等を行っておりますので、県のほうでこの事業を実施、通訳者を養成するに当たりまして、言語聴覚士会を通して調査をしたというふうなことのようでございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 今、対象者が2名市内にいらっしゃるということですがけれども、その2名の方には、言語聴覚士会でしたりとか市を通して、こういった事業が始まるというようなお知らせは行くんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 早川課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） その方だけでなく、市民の方を対象に、市のホームページまたは広報等を通してこの事業について周知のほうは、この後行ってまいります。この2名の方につきましては、言語聴覚士会のほうを通して把握している方々でいらっしゃいますので、その方々には、そちらを通して連絡のほうは行っておると解釈をしております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

派遣費用が1時間1,500円ということなんですけれども、これ、利用者の方の負担というのはあるのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 早川課長。

○障がい者支援課長（早川英彦君） 負担につきましては、この事業が国・県の補助対象となっております。国・県のほうから補助金をいただきまして、費用につきましては、ご本人の負担はございません。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、意思疎通支援事業における失語症者向け支援者派遣の実施についてを終了いたします。

続いて、障がい者支援課関係のその他を行います。

委員より障がい者支援課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で障がい者支援課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き自己紹介を行います。自己紹介は起立してお願いいたします。

それでは、長寿推進課、お願いいたします。

○長寿推進課長（保坂義実君） 長寿推進課の自己紹介をさせていただきます。

4月の人事異動により長寿推進課長を拝命いたしました、保坂義実と申します。

長寿推進課は、3つの係と、甲斐市、中央市、昭和町の2市1町で構成しております介護認定審査会を管轄しており、職員数は合わせて32名となります。今年度もよろしくお願いたします。

それでは、各係長より、順次自己紹介をさせていただきます。

○長寿あんしん係長（井上千悦子君） 長寿あんしん係長の井上千悦子と申します。4年目になります。よろしくお願いたします。

○介護保険係長（輿石文明君） 介護保険係長の輿石文明と申します。2年目になります。よろしくお願いたします。

○介護予防推進係長（八巻千寿子君） 4月の人事異動で介護予防推進係長を拝命いたしました、八巻千寿子と申します。よろしくお願いたします。

○介護認定審査会係長（伊藤 潤君） 4月より介護認定審査会に昭和町から派遣されました、伊藤潤と申します。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） ありがとうございます。

以上で、長寿推進課の自己紹介を終了いたします。

続いて、（8）甲斐市地域密着型サービス事業者の公募について、担当より説明を求めます。

保坂長寿推進課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） それでは、続きまして、長寿推進課から甲斐市地域密着型サービス事業者の公募についてご説明させていただきます。

お手元の厚生環境常任委員会資料の9ページをお願いいたします。

1、概要であります、令和2年度に策定をいたしました第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、この計画の対象期間、年度は令和3年度から令和5年度までの3年ですが、こちらの計画におきまして住み慣れた地域でいつまでも笑顔で元気に安心して暮らせるまちづくりを基本理念とし、在宅で生活する重度な要介護状態の高齢者等が安心して自宅及び地域で暮らせるよう、また家族介護者への支援を図ることを目的に、次の3つの地域密着型サービス施設を整備することを計画に盛り込んでおります。

まず、①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、1施設。②看護小規模多機能型居宅

介護事業所、1施設。③地域密着型特別養護老人ホーム、1施設。この3つの施設であります。これらの施設整備につきましては、公平性確保の観点から市が公募により事業者を決定し、工事費等の補助金を交付して整備を行うものであります。

次に、2、令和3年度に公募した施設（令和4年度整備分）であります。①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、1施設であります。この施設は、医療ニーズが高い高齢者に対しまして、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に行い、それぞれが密接に連携を取りながら定期巡回及び随時対応を行う施設となっております。

公募要領の公開につきましては、昨年11月25日に開催をされました厚生環境常任委員会でもご報告をさせていただきましたが、令和3年8月4日から市のホームページで公開をし、応募の受付は10月20日から29日までの10日間、応募事業者は医療法人仁和会、甲斐市万才287の7、事業者の決定は、上記の事業者を令和4年4月18日に決定をいたしました。施設の開設場所は、この業者が運営をいたします竜王リハビリテーション病院内に事業所を設置。補助金は、開設準備経費として1,400万円、これは全額県の補助金となります。

次に、今後のスケジュールであります。今年5月下旬に補助金交付申請、来月中旬に補助金の交付決定を行いまして、整備に着手の運びとなります。その後、おおむね9月中旬には整備が完了し、10月から施設の運営開始の予定となります。

次に、②看護小規模多機能型居宅介護事業所、1施設ですが、この施設は、小規模多機能型居宅介護施設の利用者や家族の状況等に応じた通所介護、これはデイサービス。訪問看護、ホームヘルプ、宿泊、ショートステイを組み合わせ提供するサービスに加え、さらに主治医との連携により、医療行為を含めたサービスの提供を24時間行うための施設であります。

資料の10ページをお願いいたします。

公募要領の公開は、令和3年8月4日から、公募の受付は10月20日から29日までの10日間の受付を行いましたが、応募事業者はございませんでした。

次に、3、令和4年度に公募する施設、これは（令和5年度整備分）となります。①看護小規模多機能型居宅介護施設、1施設、これは先ほど説明させていただきましたが、前年度応募事業者がありませんでしたので、引き続き今年度も公募をするものです。

次に、②地域密着型特別養護老人ホーム、1施設を新たに公募いたします。この施設は、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームであります。

次に、4、公募スケジュールになりますが、①公募要領の公開については、既に5月

11日から市のホームページで公開をしております。（２）応募の受付は、令和５年１月25日から２月３日までの10日間、（３）１次審査、こちらは書類審査になりますが、２月中に書類審査を行います。その後、２次審査、プレゼンテーションになりますが、こちらを３月中に行いまして、令和５年の４月には、それぞれ各施設の指定事業者を決定する予定であります。

次に、５、選定結果公表後のスケジュールになりますが、（１）補助金の交付申請を令和５年５月、（２）補助金交付決定を翌６月に行い、整備に着手となります。次に、（３）工事完了・運営開始であります。令和６年３月に工事を完了し、運営開始の予定となります。

次に、６、補助金の限度額であります。補助金は全額県の補助金であり、看護小規模多機能型居宅介護事業所の施設整備経費は3,360万円。開設のための準備経費として755万1,000円となります。

次に、地域密着型特別養護老人ホームの施設整備経費は1億2,992万円、開設のための準備経費は2,433万1,000円となります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） これ、3か年計画で3つの施設を造るということですよ。令和3年度で。それでちょっと初歩的なところで申し訳ないんですけども、地域密着型特別養護老人ホームと従来型の特別養護老人ホームとはどういう違いがあるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 興石係長。

○介護保険係長（興石文明君） 地域密着型の特別養護老人ホームにつきましては、定員が29人以下で利用者は甲斐市の方になります。30人以上になりますと、県指定で甲斐市以外の市からも利用できるという施設になっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） すみません。それで、地域密着型特別養護老人ホームで1億3,000万という、1億6,400万ぐらい補助が出るんですけども、実際建物を造ってやるとしたら、どれぐらいの費用が見込まれるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 興石係長。

○介護保険係長（興石文明君） 概算になりますけれども、おおむね4億円ほど施設整備費に経費がかかります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 概算4億円ということは、多分手元の資金が2億以上ないと応募できないということになりますよね。これ以外に補助というものは出ないのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 興石係長。

○介護保険係長（興石文明君） 例えばですけれども、県産材の木材を使用するとかそういったものがあれば、別の補助金が充当可能かと思います。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 小規模多機能とか新しい施設を造るという募集で、応募がないということは、やはりそれだけ市としてもそういう方をもっともっとそういう施設に入れたいと、使っていただきたいということで多分増設するとは思いますが、今のところ、どのぐらいの方が待ちというか、そういう形のものというのは把握しているのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○長寿推進課長（保坂義実君） 特別養護老人ホームのほうの今手持ち資料しかありませんので、そちらの待機人数でよろしいでしょうか。こちらのほうにつきましては、まだ4月の年度がスタートしまして各施設のほうはまだばたばたしていますので、最新の4月の状況等の聞き取りはまだしていないところなんですけど、昨年状況でいきますと、甲斐市の市内の人、市民の方が340人です。それから、あと市外のほうの方につきましては59人、合わせて399人が、こちらのほう待機をしているというような状況であります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

小澤議員。

○議員（小澤重則君） 令和3年の応募で看護小規模多機能型居宅介護事業所が1施設ですね。これは、1施設は今もうできているんですね。それで、定期巡回型のほうが3年に応募があつて、1つずつできたという形でしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 興石係長。

○介護保険係長（興石文明君） 看護小規模多機能型の施設につきましては、令和2年度に公募を行いまして、1事業所オープンしております。昨年度、再度、看護小規模多機能型の公募を行ったんですけれども申込みがなく、今年度、再度公募を行います。

定期巡回のほうにつきましては応募がありまして、今年度整備10月オープンの予定でございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市地域密着型サービス事業者の公募についてを終了いたします。

続いて、長寿推進課関係のその他を行います。

委員より、長寿推進課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で長寿推進課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時10分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き自己紹介を行います。自己紹介は起立してお願いいたします。

それでは、子育て健康部長から順次お願いいたします。

○子育て健康部長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

4月の人事異動で子育て健康部長を拝命いたしました、戸澤文香です。

子育て健康部は、2課及び保育園、児童館等を含め271名の職員です。よろしくお願いいたします。

それでは、順次課長以下の自己紹介をさせていただきます。

○子育て支援課長（中島茂樹君） お疲れさまでございます。

4月の人事異動で子育て支援課長を拝命いたしました、中島茂樹です。

子育て支援課は3係24名の職員です。また、保育園5園127名と、児童館11館、子育て広場2か所等で88名、子育て支援課全体では、総勢239名の体制となります。なお、保育園長、児童館、子育て広場館長の名簿につきましては、別紙一覧のとおりとなりますので、後ほどご確認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○児童係長（柴崎智之君） 児童係長の柴崎智之です。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○保育係長（櫻田良文君） 4月の人事異動で保育係長を拝命いたしました、櫻田良文です。よろしくお願いいたします。

○子育て支援係長（大木貴子君） 子育て支援係長の大木貴子です。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 以上で、子育て健康部長、子育て支援課の自己紹介を終了いたします。

続いて、（9）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、担当より説明を求めます。

中島子育て支援課長。

○子育て支援課長（中島茂樹君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分について説明をさせていただきます。

資料11ページをお願いいたします。

まず、経緯になりますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることから、国では令和4年度緊急対策の感染症セーフティーネット強化交付金として、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を決定いたしましたところでございます。

次に、事業の目的になりますが、感染症が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、

その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等の物価高騰の影響を勘案し、給付金を早期に支給することといたしました。

3、支給対象者になりますが、①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者、②公的年金給付等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない者、児童扶養手当の支給制限限度額を下回る者に限ります。③感染症の影響を受けて、家計が急変して、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている者となります。

4、支給額になりますが、児童1人当たり一律5万円となっております。なお、本事業につきましては国の10分の10補助事業となります。

5、支給対象世帯の見込みですが、児童扶養手当受給世帯4月支給対象世帯になりますが、579世帯。これは第1子の人数となります。第2子以降は264人。年金等受給者につきましては、令和3年度給付金申請実績により20世帯、これも第1子の人数となります。第2子以降は10人。家計急変者、こちらも令和3年度給付金申請実績によるものですが、60世帯、第1子の人数となります。第2子以降は40人。合計といたしまして、支給対象世帯659世帯、支給対象人数は973人を見込んでおります。

6、申請方法になります。

令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者は、申請不要となります。ただし、受給辞退の場合は届出書の提出が必要となります。公的年金受給者等及び家計急変者は、市への申請書の提出が必要となります。

12ページをお願いいたします。

7、支給方法になりますが、原則として、児童扶養手当支給口座へ振込をいたします。児童扶養手当の受給者以外は指定口座へ振込となります。口座振込による支給が困難な場合は、現金支給となります。

今後のスケジュールとなりますが、6月中旬、児童扶養手当受給者へ支払通知書を送付発送いたします。6月下旬、児童扶養手当受給者に対し給付金の支給をいたします。7月上旬から公的年金受給者及び家計急変者の申請受付及び申請内容の審査をいたします。8月以降、随時申請分の支給を行ってまいります。

13ページをお願いいたします。

続きまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のその他世帯分についてになります。

経緯、目的は、ひとり親世帯分と同じとなります。

3、支給対象者になりますが、養育要件に該当し、所得要件のいずれかに該当する者となります。

養育要件は、①令和4年4月分の児童手当の支給を受けている者、非公務員。②令和4年4月分の特別児童扶養手当の支給を受けている者。③令和4年4月分の児童手当の支給を受けている者、公務員。④令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月分の児童手当の受給資格の認定、または額の確定の認定を受けた者。⑤令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当の受給資格の認定、または額の改定の認定を受けた者。⑥この養育要件のいずれかに該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者となります。

次に、所得要件で、①令和4年度の市民税均等割額が非課税である者。②感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、市民税均等割額が非課税と同等となる者となります。

申請方法になりますが、先ほどの支給対象者のうち、令和4年度の市民税均等割が非課税である者で、養育要件①②④の令和4年4月分の児童手当、特別児童扶養手当の支給を受けている者、児童手当の受給資格の認定、または額の改定の認定を受けた者について、申請は不要となります。また、同じく市町村民税均等割が非課税で、養育要件③⑤⑥の令和4年4月分の児童手当支給を受けている公務員、特別児童扶養手当の受給資格の認定または額の改定の認定を受けた者、また、養育要件に該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者については、申請書の提出が必要となります。

5、支給額になりますが、児童1人当たり一律5万円となっております。なお、本事業につきましても、国の10分の10補助事業となります。

14ページをお願いいたします。

支給対象児童数は472人を見込んでおります。

7、支給方法になりますが、児童手当受給者には児童手当支給口座へ振込をいたします。特別児童扶養手当受給者には特別児童扶養手当支給口座へ振込をいたします。受給者以外は指定口座への振込となります。口座振込による支給が困難な場合は、現金給付となります。

今後のスケジュールになりますが、7月上旬、令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の所得要件該当者へ通知を送付いたします。7月中旬、申請受付・申請内容の審査を行い、7月下旬に児童手当・特別児童扶養手当所得要件該当者に対し、給付金の支給をいたし

ます。8月以降に、申請分について支給を行ってまいります。なお、予算につきましては、ひとり親世帯、その他世帯とも、直近の議会への補正予算の提出を考えております。

以上となります。ご審議をお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） ひとり親世帯でというのは割と分かりやすいんですけども、今、ここで市民税均等割が非課税の世帯となっていて、例えば実質的に配偶者はいるんですけども、その人がいなくなってしまうと補助をしていないような方、そういう方で、片方が均等割非課税でなくて、出ていった方がもらっていたりとかして、実際は非課税の方が扶養しているような家庭、結構あると思うんですよ。そういうのは何か対策はあるんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

大木子育て支援係長。

○子育て支援係長（大木貴子君） 転出等で実際に非課税でなかった方が転出をして非課税世帯になった場合は、こちらのその他の世帯のほうで拾える形になります。新たに対象になりますので、そちらのほうは対象となりますが、例えば住所をそのまま置いておいて実際はいないという形になりますと、こちらのほうで確認が取れませんので、そちらの場合は対象外となってしまいます。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですかね。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） すみません、ちょっと今の谷口委員の質問と、もしかしたら同じかもしれないんですけども、例えば離婚調停中だとかDVなんかの事情で、要するに出ていってしまっている状況の人で、実際は世帯主が、これも子供を連れて出ていってしまっているのに、世帯主がもらってしまっている、なんていうのがちょっと問題になったかと思うんですけども、そういった方々への配慮というのはどういうふうに行っているのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 大木係長。

○子育て支援係長（大木貴子君） DVについては国のほうからのお示しあるんですけども、まだ離婚調停中とかそういった方については、国のほうから何もちょっと対象にしていとか、駄目とかという連絡がないので、そちらについては、今のところは対象となっております。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

加藤議員。

○議員（加藤敬徳君） というと、じゃ、子供を実際は養育していないとか、していない世帯主がもらってしまうという形になってしまうということですかね。

○委員長（金丸幸司君） 大木係長。

○子育て支援係長（大木貴子君） 今の状態ですと、世帯主のほうに手当が行ってしまう形となります。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてを終了いたします。

続いて、子育て支援課関係のその他を行います。

委員より、子育て支援課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で子育て支援課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き自己紹介を行います。自己紹介は起立してお願いいたします。

それでは、健康増進課、お願いいたします。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 4月の人事異動で健康増進課長を拝命いたしました、瀧波秀彰です。

健康増進課は3係32名の職員です。よろしくお願いいたします。

○健康企画係長（赤松 圭君） 健康企画係、係長の赤松圭と申します。2年目になります。

よろしくお願いいたします。

○母子保健係長（藤原布美君） 4月の人事異動で母子保健係長を拝命いたしました、藤原布美です。よろしくお願いいたします。

○成人保健係長（大森恵美子君） 4月の人事異動で成人保健係長を拝命いたしました、大森恵美子です。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） ありがとうございます。

以上で、健康増進課の自己紹介を終了いたします。

続いて、(10) 新型コロナワクチン接種に係る小児加算について、担当より説明を求めます。

瀧波健康増進課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） お疲れさまです。

健康増進課から、新型コロナワクチン接種に係る小児加算について説明をさせていただきます。

資料の15ページをお願いいたします。

まず経緯ですが、本市では、令和4年3月12日から5歳以上11歳以下への新型コロナワクチンの小児接種を市内10の医療機関において実施をしております。国からは、小児への接種を含めワクチンの接種を推進するために必要な準備及びさらなる拡充への取組が求められており、医療機関等との協働により、きめ細かい接種体制を構築するために必要な経費や小児接種のために増大する医療機関の業務に配慮した支援に要する経費として、国庫補助金

の活用が示されております。このような状況の中、令和4年3月23日に、中巨摩医師会より、小児接種のかかり増し経費について加算措置の要望書が提出されたことを受けまして、次のとおり対応したいと考えております。

資料の2、対応といたしましては、加算の対象は、接種日時点で5歳から11歳の甲斐市民に接種を行った市内医療機関とします。対象期間は、令和4年4月から臨時接種の終了までとします。

次に、医療機関へのかかり増し経費の内容ですが、1つ目に保護者や接種本人に対してワクチンの有効性、そして安全性、接種後の副反応への対処方法について丁寧な説明が必要となります。2つ目に、接種会場及び母子健康手帳への接種履歴の記入。そして同行した兄弟等の世話などが挙げられます。接種対象者数は約3,000人と見込んでおります。接種費用及び加算額につきましては、こちら、表の上段のほうになります。国が定める接種費用は、定額で1接種当たり2,070円で、5歳のみ小児加算としまして660円が加算されますが、今回、市が加算措置として5歳から11歳までの小児1接種当たり2,000円を上乗せしたいと考えております。加算額の算出根拠につきましては、各医療機関で接種の際に慎重な小児へのケアを行わなければならないことから、市の看護・保健職初任給の1時間単価を用いまして、1接種当たりに必要な対応時間を乗じたものとなります。なお、財源につきましては、100%国庫補助に当たりまして、直近の議会で補正予算の計上をさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、新型コロナワクチン接種に係る小児加算についてを終了いたします。

続いて、(11) 新型コロナワクチンの4回目接種について、担当より説明を求めます。

瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 続きまして、よろしく申し上げます。

新型コロナワクチンの4回目接種について。

先日、議員の皆様にはファクスで概要をお知らせさせていただいたところなんですけれども、説明をさせていただきます。

資料は16ページからとなります。よろしく申し上げます。

まず経緯ですが、令和4年4月27日に開催された厚生科学審議会分科会において、新型コロナワクチンの4回目接種及び薬事承認された武田薬品工業株式会社のノババックス・ワクチンの接種について議論が進められ、次の表に示しますとおり内容が承認されましたので、早期のワクチン接種に向けて準備を進めていくこととなりました。

資料の表の中をご覧ください。

4回目の接種につきまして、①番です。使用ワクチンは、ファイザー社製及びモデルナ社製を使用いたします。②番といたしまして、対象者は60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方で、重症化リスクの高い基礎疾患を有する方、また、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方になります。③番の接種間隔は、3回目接種から少なくとも5か月以上の間隔を空けて接種が可能となります。なお、60歳以上の方につきましては、接種を受ける努力義務の規定が適用されております。

表の下の段をご覧ください。

ノババックス・ワクチンにつきまして、特例臨時接種として1回目から3回目までの接種を行う場合に使用するワクチンとして、今回位置づけられました。1回目、2回目の接種したワクチンの種類にかかわらず、3回目の接種にも使用できる交互相種が可能なワクチンとして位置づけられておりますが、今回の4回目の接種には使えません。

続きまして、本市の接種状況ですが、16ページ下の表にありますとおり、人数につきましてはこのような形になっております。

次に、資料17ページの上をご覧ください。

1回目、2回目の接種率は98%以上、現在進行中ではございますが、3回目につきましても90%近くとなっております。これを踏まえまして、3の接種体制及び接種計画ですが、4回目の接種見込み者数は3回目の接種を終えられた60歳以上の方を2万2,000人、今年度新たに60歳に到達される方を830人、そして国の統計による基礎疾患のある方3,800人を加

えました合計2万6,700人と、想定をいたしております。

接種方法につきましては、従来どおり集団接種、個別接種、その他施設接種、巡回接種を行う予定です。

集団接種会場につきましては、敷島体育館を現在のところ使用しておりますが、8月中旬以降、体育館の改修工事が想定されているという情報がありますので、それ以降は竜王保健福祉センターで実施する計画としております。

次に、案内通知ですが、本市では、令和3年12月から3回目の接種を開始いたしました。これによって、最も早い方で令和4年5月から4回目の接種が可能となります。国からのワクチン配分計画が示され次第、順次通知を送付することとしておりましたけれども、国が4回目の接種を開始できるよう関係政省令の改正を完了させたことから、本市におきましては、5月23日に3回目接種から5か月を経過した60歳以上の方への案内通知及び接種券を順次発送することといたしました。今後も、順次接種可能者に通知を発送していく計画となっております。

4回目の接種の申込方法につきましては、3回目の接種同様、接種日の指定は行わずに、3回目の接種から5か月を経過する前に接種券と一体となった予診票を通知文と共に郵送しまして、通知到着後、通知に指定する日以降を予約日として、集団接種はコールセンターまたはインターネットで予約を受付、個別接種は直接医療機関に予約をしていただきます。

最後に、今後の予定につきましては、資料には通知発送及び接種開始を令和4年5月下旬と記載しておりましたが、国の関係法令等が整備されたことに伴いまして、先ほども申し上げましたとおり、5月23日から順次通知を発送しております。また、5月26日から接種が可能となりますので、この日から接種を開始しております。申し訳ございませんが、資料のほうは訂正をお願いいたします。なお、4回目の接種を希望する基礎疾患を有する18歳から60歳未満の方につきましては、コールセンター、郵送及び市役所の窓口で申告をしていただきまして、3回目接種からの間隔に応じて、適時接種券を発送する扱いとさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 1回目、2回目と比べて、60から64とか、65から69、少し接種率下がっていますよね。この理由として考えられるのは、どういう理由が考えられるのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 詳しい理由としてこれだという決め手はございませんが、やはり3回目の接種につきましては副反応の重いという話がかかなりウエートを占めていると考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 副反応、私の周りでも、ちょっと副反応を警戒しているのが結構あるんですよね。それで僕もノバボックスですか、そちらの副反応というのは、前のmRNA型と比べてどういう状況になっているか、分かりますか。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 今出ている状況が、ニュースで報道されているのと同じレベルしか私どもも関知しておらないんですけれども、ワクチンの形が違いますので、かなり副反応については軽いということを知っております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

○委員（谷口和男君） 要望だけですけれども、副反応を警戒している方にもできるようなワクチンとかあるのであれば、それを使えるような形で、できればお願いしたいなということで、お願いします。

○委員長（金丸幸司君） 瀧波課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） 承りました。

○委員長（金丸幸司君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、新型コロナワクチンの4回目接種についてを終了いたします。

続いて、（12）その他を行います。

健康増進課から報告をお願いいたします。

瀧波健康増進課長。

○健康増進課長（瀧波秀彰君） よろしく申し上げます。

健康増進課から口頭での報告をさせていただきます。

内容につきましては、竜王保健福祉センター火災報知器の工事についてでございます。

資料はございません。

経緯について説明させていただきます。

昨年12月に竜王保健福祉センターの消防設備点検を実施したところ、複合型の火災受信機の不具合が発覚いたしました。これを受けまして保守点検業者に対応を依頼しましたが、機器の構造が極めて複雑であったため対応策がまず見つからず、機器の製造メーカーでの再調査を実施いたしました。しかしながら、調査を実施いたしました結果が出るまでに相当の時間を要してしまい、年度が変わった4月以降に対応策が決まりました。本来なら補正予算を要求しまして工事を実施するところではございますが、安全性確保の観点から緊急を要すると判断し、予備費を流用させていただいて工事を実施することといたしましたので、報告させていただきます。

今後このようなことがないように迅速な対応に努めてまいりますと共に、工事完了までの間、安全対策といたしまして防災計画の一部を既に見直しを行いまして、常駐職員による管内巡回等を行うことで、現在安全に施設を利用しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（金丸幸司君） 報告が終わりました。

それでは、報告に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

次に、委員より健康増進課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、以上で健康増進課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員が退室いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

引き続き、次第の5、その他に入ります。

初めに、視察研修について協議したいと思います。

本年度は、2年に一度の常任委員会の視察研修の年となります。日程及び実施の可否については、コロナの状況を見ながら決定したいと思います。また、研修先等につきまして各自ご検討いただき、提案等がありましたら事務局までご意見をお願いいたします。

それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） それでは、そのように決定いたしました。

続いて、委員より常任委員会関係でその他何かありましたら、お願いいたします。

ございますか。ないですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、事務局からその他ありますか。

〔「特にありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時48分